

中道改革連合・無所属の河西宏一です。

まず、この度の日米首脳会談にあたり、総理をはじめ、ご尽力をいただいた政府関係者の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

今回の会談は、イラン情勢のみならず、トランプ関税対策も踏まえた経済安全保障の推進、極東への米国の関与など、国益をかけた重要課題が焦点となりました。

トランプ大統領は、改めてホルムズ海峡における航行の安全確保に向けた日本の貢献を要請しました。事態を早期に鎮静化させ、原油高・物価高から国民生活と我が国経済を守るためには、最大限、外交に力を尽くすことが大前提です。ただし、同時に、立法府には、ありとあらゆる選択肢について、議論を尽くす責務があります。

私は、人命と国益をかけた立法府の判断にあたっては、与野党問わず、責任ある対応が求められるとの自覚に立ち、また、総理・関係閣僚の皆さまには、国民の皆さまに向けて、でき得る限り、分かりやすいご説明を期待し、以下、会派を代表し、質問いたします。

#### 一 外交の重要性について

まず、外交の重要性について伺います。

現行の国家安全保障戦略には、危機を未然に防ぐ5つの力が明記されており、その第一が「外交力」です。今回の会談は、その重要性が確認されたとともに、イランとも良好な関係を構築してきた日本の責任は、さらに重みを増しています。

そこで、総理に伺います。ホルムズ海峡の安全を確保するため、自衛隊の派

遣を前提とするのではなく、あくまで「最大限、外交に力を尽くす」との方針  
でよろしいでしょうか。(一の1)

また、令和8年中をめざし、戦略3文書を前倒しで、改定すると明言されて  
おりますが、今後も、安全保障に関わる総合的な国力の第一として「外交力」  
を掲げる方針か、総理にお伺いいたします。(一の2)

## 二 対中政策について

今回の会談における、対中政策を念頭においた成果文書は、米側のファクトシートのみです。また、米国の国家安全保障戦略と同様、中国の名指しを避けており、昨年2月の日米首脳会談における、中国を名指しした共同声明と比較すると、物足りない印象を受けます。

一方、台湾に関しては、昨年共同声明と比較すると、兩岸問題の平和的解決を「促す」から「支持する」と、一步踏み込みました。

これらの点を踏まえ、米中首脳会談を今後に控える中で、対中政策における  
今回の日米のコミットメントをどう評価しているのか、総理の見解を伺いま  
す。(二の1)

## 三 ホルムズ海峡に関する6カ国首脳共同声明について

次に、6カ国による共同声明について伺います。

会談直前の3月19日、日本・イギリスなど6カ国首脳による「ホルムズ海峡に関する共同声明」です。安保理決議2817号が「脅威」の認定にとどまる一方、現在30カ国にまで拡大したこの共同声明は、各国が「安全な航行の確保を目的とした適切な取組に貢献する用意がある」と、踏み込んでいます。

総理に、この共同声明の意義とともに、何らかの狙いをもって日米首脳会談  
の前に発するよう、我が国として積極的に関与したのか、伺います。(三の

1)

また、「貢献する用意がある」とした「適切な取組」とは、我が国として具体的に何を想定しているのか。そこに、自衛隊の派遣は含まれるのか、総理、ご答弁ください。(三の2)

併せて、防衛大臣に伺います。備蓄原油の放出を開始したばかりである今、直ちに機雷掃海に向けた存立危機事態の認定は考えにくい等を勘案すると、自衛隊の派遣を含む、当面なし得る対応は、重要影響事態あるいは国際平和共同対処事態における「後方支援」のほか、すでに中東地域で実施してきた防衛省設置法第4条による「情報収集活動」の領域を拡張するか、或いは自衛隊法第84条の2による「停戦後の遺棄機雷の掃海」に留まるものと考えますが、政府としてどのように整理しているのか、答弁を求めます。(三の3)

#### 四 国際平和支援法に基づく後方支援について

その上で、国際平和支援法にもとづく後方支援について伺います。

この後方支援は、憲法第9条のもと、他国の武力行使と一体化しないという大原則を堅持しつつ、国際社会の平和と安全のために我が国が主体的に貢献できる法的枠組みとして、平成27年に平和安全法制の整備により確立されたものであります。かつては事態のたびに特措法を制定する必要がありましたが、国際平和支援法という恒久法に転換したことで、厳格な国会承認を前提としつつも、時機を逸さない対応が可能となりました。今般の事態は、この法制が真に問われる局面とも言えます。

この国際平和支援法を踏まえれば、国連が加盟国に具体的な行動を求める決議が実現し、この決議に沿って行動する有志連合等に対しては、我が国として補給や輸送などの後方支援が可能となります。我が国を含む30カ国が「適切な取組に貢献する用意があることを表明」した今回の共同声明は、まさにそうした国連決議の実現への政治的基盤、と位置づけることができます。

総理は、今回の会談でトランプ大統領に「日本の法律の範囲内で、できるこ

とと、できないことを、詳細にきっちりと説明した」と強調し、トランプ大統領は「日本は、一段と踏み込んだ対応を検討しているようだ」と応じました。

総理は、「日本の法律の範囲内でできること」として、国際平和支援法の要件を満たす国連決議を踏まえた有志連合等に対しては、後方支援が可能である旨、トランプ大統領に説明したのか、確認させてください。(四の1)

また、国際平和共同対処事態の認定にあたっては、自衛隊の派遣前に、例外なく、国会の事前承認が必要です。併せて、国際平和支援法第6条第2項により、衆参両院には7日以内に議決する努力義務があり、加えて、衆議院の優越が適用されないため、衆議院解散時における参議院の緊急集会の場合を除き、衆参両院の承認が不可欠となります。

つまり国民の生命・生活・生存に直結する重大な判断のもと、我が国として初の事態認定に迫られる可能性があり、迅速かつ丁寧なプロセスが求められます。総理、今後の推移次第では、与野党の党首会談を呼びかけるお考えはありますか、見解をお伺いいたします。(四の2)

## **五 船舶の護衛と個別的自衛権の行使について**

次に、いずれも一般論として、船舶の護衛と個別的自衛権の行使について、防衛大臣に伺います。ここでの問題は、日本の船が攻撃された場合に、護衛している自衛隊の艦船が反撃できるのか、ということであります。

まず、公海上の日本関係船舶に対して外国軍から武力攻撃が加えられた場合、武力攻撃事態を直ちに認定し、護衛艦が個別的自衛権を行使することは可能でしょうか。(五の1)

あるいは、事態認定前であっても、海上警備行動による日本関係船舶の護衛は可能か。また、自衛隊を派遣したのちに、外国軍等から予見しない攻撃を受けた場合、対処が可能なのか、見解をお伺いいたします。(五の2)

## 六 海上警備行動の護衛対象について

次に、この海上警備行動について伺います。

ここでの課題は、日本人が乗っている船だからといって、国際法に照らした場合、自衛隊が必ずしも守れるとは限らないという現実であります。ペルシャ湾に留まっている日本関係船舶のうち、日本人が乗船する船がすべて日本籍船とは限りません。船籍が外国であれば、旗国主義——船に掲げる国旗の国が責任を持つ国際ルール——の原則があり、加えて、国際法上は自衛権と警察権を区別する概念は存在しないため、海上警備行動の対象とできないケースが想定されます。

防衛大臣に伺います。こうした国内法と国際法のはざまに横たわっている課題に対して、どのような問題意識をお持ちか、見解をお伺いいたします。(六の1)

## 七 日米における防衛装備の生産量急増について

今回の会談では、日米両国で共同開発・生産してきた海上配備型の迎撃ミサイル「SM3 ブロックIIA」の生産量を急速に4倍へと増やすことが、米国のファクトシートに明記されました。

そこで、総理に伺います。当該迎撃ミサイルの生産量を「4倍」に急増させるためには、国内の生産能力の大幅な増強が必要ですが、民間企業のキャパシティを十分に精査し、かつ安全保障上の必要性を踏まえたうえで、我が国として主体的に判断したのか、ご説明ください。(七の1)

また、「SM3 ブロックIIA」は、共同開発・生産のパートナー国である米国への移転が可能であり、我が国は平時から部品を米国へ提供しています。しかしながら、今般、当該迎撃ミサイルは、国際法違反の可能性が高い米国・イスラエルの攻撃に対するイランの反撃に応じて、米海軍イージス艦の迎撃に使用されているところであり、国連憲章を踏まえた防衛装備移転三原則の運用指針に照らして、整合性が取れないと言わざるを得ません。

今後も、日米同盟を軸とした我が国の安全保障を強固にし、国益を確保する観点から、米国に対して、国連憲章を遵守するよう、主体的に働きかけるべきと考えますが、総理の見解を伺います。(七の2)

## 八 防衛装備移転三原則の運用指針改定について

関連して、防衛装備移転三原則の運用指針改定について伺います。

現在、日本が防衛装備の完成品を輸出できるのは、一部の国際共同開発・生産品のほか、救難・輸送・警戒・監視・掃海の5類型に限定されております。与党の提言は、この5類型を撤廃し、殺傷能力のある武器の移転も一定の条件のもとで認めるものです。しかし、世論調査が示すとおり、5類型撤廃の必要性も、歯止めのあり方も、国民の皆さまが納得しているとは言い難い状況です。

そこで、官房長官に伺います。政府として、5類型を全面的に撤廃する安全保障上の具体的な必要性を認識しているのか。また、全面的な撤廃を要するほどの幅広い装備について他国からの引き合いがあるのか、答弁を求めます。

(八の1)

次に、厳格審査のあり方について伺います。先日の予算委員会で、小泉防衛大臣は、この運用指針は、「憲法の平和主義を政策的に具現化したもの」であり、今後もそれは変わらないとご答弁されました。これは、「国際紛争を助長する、あるいは国際法違反の侵略等に使われることを承知のうえで、武器を輸出することは、平和的生存権の保障との憲法の精神に反する」との従来の政府答弁を踏まえたものであり、防衛装備移転三原則では、これを「国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を堅持する」として具現化しています。

しかし、米国は、国連憲章を踏まえた対米武器・武器技術供与取極を我が国と締結しているにも拘わらず、今回の米国とイスラエルによるイラン攻撃は国際法違反の可能性が高い。したがって、このままでは、国際約束さえ結んでいれば、その前提となる国連憲章を守らない相手国であっても、我が国として武

器の移転が可能な運用となりかねず、到底「憲法の平和主義の具現化」とは言えません。

そこで、官房長官に伺います。移転対象を「国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束の締結国」に限定するだけでなく、「当該国際約束を締結し、かつ、これを誠実に履行すると認められる国」に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。(八の2)

加えて、米国のFMS——対外有償軍事援助——では、一定額を超える案件について米国議会への事前通知が義務付けられております。米国ですら議会のチェックを受け、透明性を高めています。わが国も、国会への事前通知や反対決議がないことを移転の条件に付すべきと考えますが、官房長官のご見解をお示しく下さい。(八の3)

最後に、総理に伺います。

過去に例のない武器移転の案件について、現行の4大臣会合では、審査に関する署名もなく、責任の所在が弱いと言わざるを得ません。一方、閣議決定は全大臣が署名し、政権全体として責任を負うものであります。過去に例のない武器移転の案件については、GCAP——次期戦闘機——の完成品を第三国に移転する場合と同様、閣議決定を行うべきと考えますが、閣議の議長である総理の見解をお伺いいたします。(八の4)

以上、国民の生命と財産を断じて守るため、有事を未然に防ぐ「現実的な外交・安全保障政策」を掲げる中道改革連合として、総理及び関係閣僚の皆さまに明快な御答弁を求め、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。